

課題の整理・総括について（主要な一部の課題を抜粋）

参考資料

**社会情勢**

- 改正雇用促進法の施行による職場における合理的配慮の提供（H28.4）、精神障がい者の障害者雇用率への算定（H30.4）
- 障害者総合支援法の3年後見直しによる「職場定着支援」の創設（H30.4）
- 「障害者雇用率」の改定（0.3%の上昇※経過措置有り）（H30.4）
- 障害者優先調達法の施行による官公需や企業等からの発注促進（本市のH29調達目標額：9,200千円以上）
- とちぎ技能五輪・アビリンピック2017が開催（H29.11）
- 福祉施設から一般就労への移行者数71人（H29行政水準調査：中核市5位）
- 就労継続支援事業所等における平均工賃月額16,293円（H29行政水準調査：中核市18位）

**団体意見**

- 職場における障がい者への理解が重要である。
- 本人の信頼できるジョブコーチや専任の上司を付けてほしい。
- 長いスパンでケアできる体制を作ってほしい。
- 2、3年かけて福祉的就労を経験してから就職するのも良い。

**アンケート結果**

- 就労支援が必要なことは、職場における障がい者への理解が約3割と最も多い。
- 日常生活や社会生活で困っていることについて、約1割が就労のことと回答
- 一般企業や自営業などで給料を得て仕事している人が約3割。そのうち3割以上がパート・アルバイト等の非常勤職員
- 今後増やしてほしいサービスについて、約2割が就職につながるような支援がほしいと回答
- 一般就労に必要なものは、施設・事業所と企業のつながり・情報交換が最も多い。（事業者）

**計画評価・分析等**

- 「一般就労者を輩出した就労移行支援事業所の割合」の達成率が58.3%でC評価（ブ）  
⇒ 一般就労を輩出した事業所が約半分しかないが、移行者数そのものは増加しており、移行者を順調に輩出している事業所とそうでない事業所との差が出ている。
- 「就労移行支援事業所の就労移行率」については、50.0%でA評価（サ）  
⇒ 移行率が3割以上の事業所数は5か所から4か所に減少しているが、移行者数そのものは増加しており、移行者を順調に輩出している事業所とそうでない事業所との差が出ている。
- 「一般就労への移行」については、71人でA評価（サ）  
⇒ 福祉施設から一般就労への移行者数は、順調に増加しており、中核市で5位と高い状況であるため、引き続き、企業と就労系事業所との意見交換会や就労系事業所見学会の開催を行うなど、一般就労への移行を進めていく。
- 「就労継続支援事業所における平均工賃月額」の達成率が89.3%（16,293円（H27：全国平均15,033円））でB評価（ブ）  
⇒ 平均工賃月額については、全国平均よりも高い状況であるが、中核市で18位と高い方ではなく、今後も引き続き、工賃向上の支援や販路の拡大、生産活動における経営改善を支援していく。

導き出された課題

- 雇用の分野における差別解消に向けた職場における理解促進が必要
- 一般就労後の早期離職を防ぐため、職場定着の支援の充実が必要
- 一般就労を希望する人ができる限り一般就労できるよう支援の充実が必要
- 福祉的就労の場の工賃水準の向上のための支援の充実が必要

**社会情勢**

- 国から地域生活支援拠点等（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）の整備が求められている。
- 65歳以上の人口割合が2015年で26.7%、2060年時点では、約2.5人に1人になる見込み。
- 成年後見制度利用促進法の施行（H28）
- 国から精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築が求められている。
- 施設入所から地域生活への移行者数4人（H29行政水準調査：中核市24位）
- 本市における親亡き後の推計については、現在約500人であるが、5年後には約800人、10年後には約1,200人と年々増加していく状況である。

**団体意見**

- グループホームを増やしてほしい。同一敷地内への建設など、規制緩和が必要である。
- 空き家を活用してグループホームを作ってほしい。
- 慣れるためには、訓練や体験をしてもらうことが重要である。
- 成年後見制度について、受け皿がないという問題があるため、自治体の支援が必要である。

**アンケート結果**

- 約6割が家族（父母、祖父母、兄弟、配偶者）が介護している。
- 介護者の7割以上が女性で、年齢も60歳以上が4割を超えている。
- 日常生活や社会生活で困っていることについて、将来の生活のことが約5割と多い。
- 今後増やしてほしいサービスについて、約2割がグループホームなど住まいの場を増やしてほしいと回答割と最も多い。
- 今後の生活について、約2割が「一人で暮らしたい」、「グループホームで暮らしたい」と回答
- 必要な支援については、「必要な在宅サービスが適切に受けられること」が最も多い。

**計画評価・分析等**

- 「将来の生活に不安を感じている障がい者の割合」がA評価であるが、現状値が51.3%（ブ）  
⇒ 約半数が将来の生活について不安を感じている理由は、現在の経済的な面、就労先が見つからない、今後介護者がいなくなったときに頼れる人がいないなど、生活全般に渡って不安を抱えていると考えられる。
- 「成年後見制度を知っている障がい者の割合」がA評価であるが、現状値が52.8%（ブ）  
⇒ 約半数が成年後見制度を知らない理由は、制度の周知が不足していることや、内容を詳しく知らない人が多くいると考えられる。また、仮に制度を知っていたとしても、制度そのものや成年後見人がどのような人になるのかなど、不信感をいだき制度利用を躊躇している人も多くいると考えられる。
- 「現在の住まいに満足している障がい者の割合」がB評価であるが、現状値が59.5%（ブ）  
⇒ 約4割が現在の住まいに不満な理由は、施設に入所したいができなかったり、一人暮らしを希望してもそこまでの生活能力がなかったり、受け皿となる住まいの場が不足していることなどが要因と考えられる。
- 入所施設から地域移行への移行者数がC評価（サ）  
⇒ 入所施設からの退所は入院・死亡を利用とする割合が年々高まっており、移行者数・削減者数の伸びが鈍くなっていることについては、受け皿となる重度の障がい者を受け入れられるグループホームなど住まいの場が不足していることや地域移行へ向けて体験ができる機会や場が少ないことなどが要因と考えられる。

導き出された課題

- 障がい者の社会的自立の促進
  - 自分の能力や適性を生かした就労支援の充実が必要
- 障がい者への理解や配慮の促進
  - 社会的障壁を感じることがないように周囲の理解や配慮の促進が必要

**社会情勢**

- 児童福祉法の改正により、障がい児福祉計画の策定が自治体へ義務づけられた。
- 医療的ケア児が初めて法律に位置付けられる。
- 就学制度改正（「認定就学」制度の廃止⇒総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）、柔軟な転学など）（H25）
- 近年、全国的に全児童生徒数が減少傾向にある中、特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向（H26：3.33%）にあり、国においてインクルーシブ教育システムの構築を進めている。
- 障がい児保育を実施している保育園数／保育園数（%）が51.1%（H29行政水準調査：中核市32位）のほか、幼稚園、認定子ども園等においても障がいを持つお子さんを受け入れている施設があり、市としても加配職員のための費用を助成
- 就学後においては、親の就労に伴い放課後を子どもの家などで過ごす児童の中に障がい児も受け入れており、障がい児保育同様、加配職員のための費用を助成（H29：111名）
- 医療的ケアが必要な児童のため、保育や学校の場へ看護職員等を派遣、あるいは雇用のための費用を助成（H29：保育園3名、小学校2名）
- 保護者の負担が軽減できるため、事業所から自宅への送迎サービスが利用できる放課後等デイサービスの実績が伸びているが、全国的に、一部不適切な事例（テレビを見せているだけであったり、ゲームをさせているだけなど）もみられる。
- 就学前には教育センターにおいて就学相談を行い、就学先である学校への個別支援に係る情報提供を行っている。

**団体意見**

- 乳幼児期における母親に対する支援が必要である。
- 母親同士が気軽に話せる場所があると良い。
- 乳幼児健診を受けなかった人に手を差し伸べる必要がある。
- 医療的ケア児について、人工呼吸器をつけている子どもをどうするか仕組みづくりが必要である。

**アンケート結果**

- 今後増やしてほしいサービスについて、約1割が放課後や長期休業時などの預け先、医療的ケア児への支援の充実をしてほしいと回答している。また、約2割が日中における交流・憩いの場を充実してほしいと回答している。
- 支援に必要なことは、「障がいの早期発見、早期支援の充実」が最も多い。（事業者）

**計画評価等**

- 「発達支援ネットワーク事業の充実」がA評価（ブ）  
⇒ 乳幼児から就労にわたり、ライフステージに応じた一貫した支援を提供するため、関係機関との連携推進を強化するため、引き続きネットワーク会議を実施していく。
- 「個別の支援計画を利用して特別支援教育を実施している学校の割合」がA評価（ブ）
- 「障がいのある児童生徒等への教育支援の充実」がA評価（ブ）  
⇒ 障がいのある児童生徒の就学先の学校生活への適応を図るために、教育センター職員が、就学後の適応状況の把握を行うとともに、必要に応じて、学校への指導助言や保護者との就学に関する再相談を実施していく。
- 障がい児の相談体制の充実を図り、子育てや子どもの発達に不安のある保護者の不安を解消するとともに、障がいの早期発見・早期療養が必要である。
- 人口呼吸器を装着し、たんの吸引などの医療的ケアを必要とする重症児が増加する中、必要な療養や福祉サービスが受けにくいほか、継続する在宅生活により家族にかかる精神的・経済的負担も大きく、これまで、支援の狭間にあった重症児への手厚い支援が必要である。
- 国においても障がい児支援については、本人に対する支援に加え、保護者の子育てと就業とを両立させるための支援（ワークライフバランスの実現）が重要という指摘がなれており、より一層の保護者への支援という観点から障がい福祉施策の検討をしていく必要がある。

導き出された課題

- 地域生活への移行や親亡き後を見据えた住まいの場の充実をはじめとした地域生活支援体制の構築が必要
- 地域で自立した生活ができるよう訓練や体験の機会の場の提供が必要
- 人権が守られるよう成年後見制度の利用促進が必要

導き出された課題

- 障がい者の地域生活支援の充実
  - 地域移行が促進されるよう、より効果的な相談支援体制の検討が必要
  - 地域移行や親亡き後を見据えた地域生活支援体制の構築が必要

導き出された課題

- 安定的な障がい児サービスの適切な提供が必要
- 障がい児の相談体制の充実を図り、障がいの早期発見・早期療育が必要
- 医療的ケア児への対応が必要
- 介護者の負担の軽減を図るため、保護者への支援が必要
- インクルーシブ教育の理念に基づく特別支援教育の更なる充実が必要

導き出された課題

- 障がい者の地域生活支援の充実
  - 能力や可能性を伸ばせるよう障がい児の療育・教育体制の充実が必要
  - 保護者の負担軽減を図るため、安定的な障がい児サービスの提供や身近な相談体制の構築が必要
  - 医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができる体制整備が必要

就労

地域移行・親亡き後

療育・教育